

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 24 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課移植医療対策推進室

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
改正後全文の誤りに係る一部訂正について

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）の運用に関しては、平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について」（以下「ガイドライン」という。）を定めているところです。

令和 7 年 10 月 8 日の「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正について（通知）」により、ガイドラインの一部を改正したところでございますが、改正後全文に誤りがあったため、ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、今般お送りした「（差替え版）（別添）【改正後全文】臓器の移植に関する法律ガイドライン（R7.10.8～）」への差し替えをお願いいたします。修正箇所は「（別紙）改正後全文の訂正に係る新旧対照表」のとおりです。

なお、令和 7 年 10 月 8 日に通知した新旧対照表については誤りがないことを申し添えます。

また、令和 7 年 10 月 8 日の「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正について（通知）」の適用日について変更がないことも併せて申し添えます。